

環境経営レポート

(運用期間: 2023年10月1日～2024年9月30日)

第05号



株式会社 板屋建設

作成日: 2025年1月20日

目 次

I. 組織の概要		P 1
II. 実施体制		P 2
III. 環境経営方針		P 3
IV. 環境経営目標		P 4
V. 環境経営計画		P 5
VI. 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標		P 6
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価, 及び次年度の環境経営計画		P 7
活動内容 地域との融合		P 8
VIII. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果, 並びに違反, 訴訟などの有無		P 9
IX. 代表者による全体の評価と見直し・指示		P10

I 組織の概要

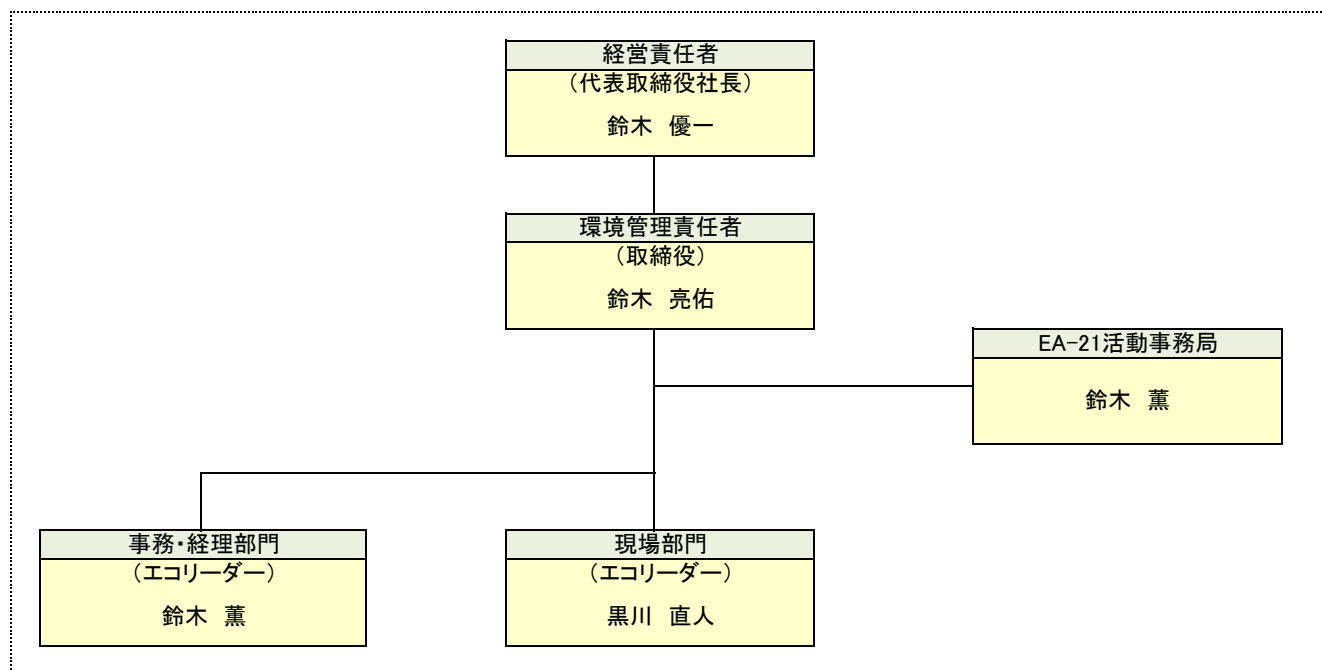
1. 事業者名 株式会社 板屋建設
2. 代表者氏名 代表取締役 鈴木 優一
3. 資本金 2,000万円
4. 所在地 本社事務所・作業所: 〒434-0024 静岡県浜松市浜名区竜南320
資材置場: 〒434-0024 静岡県浜松市浜名区竜南321
資材置場(豊町): 〒431-3101 静岡県浜松市中央区豊町3-3
5. 事業活動 建設業(土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、解体工事業)
6. 従業員数 17名
7. 環境管理責任者 鈴木 亮佑
連絡担当者 鈴木 薫
8. 連絡先 TEL (053)-587-4355 FAX (053)-587-4532
E-mail: somu2@itaya-inc.jp
9. 建設業許可
(1) 建設業: 静岡県知事許可(般一2) 27608号
許可業種: 土木工事業・とび・土工工事業・石工事業・鋼構造物工事業・ほ装工事業・しゅんせつ工事業・水道施設工事業・大工工事業・左官工事業・屋根工事業・タイル・れんが・ブロック工事業・鉄筋工事業・板金工事業・ガラス工事業・塗装工事業・防水工事業・内装仕上り工事業・熱絶縁工事業・建具工事業・解体工事業・建築工事業
許可年月日: 令和2年12月28日 有効期限: 令和7年12月27日
(2) 産業廃棄物収集運搬許可: 静岡県 第02201146118
許可年月日: 令和6年1月7日 有効期限: 令和11年1月6日
※自社運搬のみ
10. 事業の規模
① 設立(現在地) 1995年10月1日
② 事業規模

活動規模	単位	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
売上高	百万円	240	340	333	415	424
従業員	人	16	17	16	17	17
事務所床面積	m ²	147	147	147	147	147
倉庫床面積	m ²	396	396	396	396	396
資材置場	m ²	1193	1193	1193	1193	1455
11. 事業年度 10月1日～翌年9月30日
12. レポートの運用期間及び発行日
環境経営レポート運用期間(2023年10月1日～2024年9月30日)
環境経営レポート発行日(2025年1月20日)
13. 認証・登録の対象範囲
活動: 建設業(土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、解体工事業)
対象組織: 全組織

Ⅱ 実施体制

作成日: 2022年9月30日

作成者: 鈴木 薫



<環境管理組織における機能>

経営責任者

- ① 環境経営全般に対する責任と権限
- ② 環境方針の作成と社員への周知
- ③ 環境管理責任者の任命
- ④ 実施体制の構築
- ⑤ 経営における課題とチャンスを整理し、明確にする
- ⑥ 全体の評価と見直し

環境管理責任者

- ① 環境経営活動の推進
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 環境経営推進会議の実施
- ④ 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- ① 各部門のデータのまとめ
- ② 環境経営計画の予実績管理
- ③ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者補佐
- ⑤ 環境関連法規等最新版管理
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門

- ① 環境経営計画の実施
- ② 月別部門データの集計・報告
- ③ 問題点の把握と是正の実施
- ④ 従業員教育

Ⅲ 環境経営方針

《環境理念》

株式会社板屋建設は、当社の経営理念、社是に基づき、本業である建設工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事を積極的に取り組みお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、社員一丸となって持続的に改善活動に取り組んでまいります。

《環境方針》

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を 推進いたします。
 - ① グリーン商品の調達活動に取り組みます。
 - ② 建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。
 - ③ 建設リサイクル法による適正処理をいたします。
 - ④ 廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
 - ⑤ CO₂削減の為の省エネ活動に取り組みます。
 - ⑥ 水資源を有効活用し、節水に努めます。
2. 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境経営目標の達成状況及び活動経営計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善致します。
3. 環境に関する法規制及び協定を遵守致します。
4. 全社員が環境経営方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。
また、社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます
- 5 環境経営の継続的改善を誓約します。

制定年月日 2020年9月30日

改定日 2023年3月10日

株式会社 板屋建設

代表取締役 鈴木優一

Ⅳ 環境経営目標

1. 運用期間(2023年10月～2024年9月)の環境目標

項目		単位	基準期間	運用期間	
			2022年10月 ～ 2023年9月	2023年10月 ～ 2024年9月	
			基準値	目標削減率	目標値
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂ /百万円	153	-1%	151.5
内訳	電力	kWh/百万円	34	-1%	33.7
	ガソリン	L/百万円	20	-1%	19.8
	軽油	L/百万円	34	-1%	33.7
	LPGガス	kg/百万円	0.03	維持管理	維持管理に努める
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	50.0	-1%	49.5
	産業廃棄物排出量	%	99.8%		95%以上
水(井戸)使用量への配慮		m ³			節水に努める
環境に配慮した自社の取り組み	環境に配慮した工事の施工				配慮に努める

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(平成30年度実績)の調整後排出係数「0.472kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 水源としては地下水を利用しているが、メーターがないことから、水使用量削減については、「削減するように努める」とした。
- 産業廃棄物排出量に関しては再資源化率95%以上を維持することを目標とする。
- 二酸化炭素排出量(電力、ガソリン、軽油、LPG)の目標値は売上高(百万円)あたりの原単位とする。

2. 中期の環境目標

項目		単位	基準年度	目標年度				
			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
			2022年10月 ～ 2023年9月	2023年10月 ～ 2024年9月	2024年10月 ～ 2025年9月	2025年10月 ～ 2026年9月	2027年10月 ～ 2028年9月	
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂ /百万円	152	-1%	-2%	-3%	-4%	
内訳	電力	kWh/百万円	34	-1%	-2%	-3%	-4%	
	ガソリン	L/百万円	20	-1%	-2%	-3%	-4%	
	軽油	L/百万円	22	-1%	-2%	-3%	-4%	
	LPGガス	kg/百万円	0	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	50.0	-1%	-2%	-3%	-4%	
	産業廃棄物排出量	%	99.8%	95%以上を維持する				
水(井戸)使用量への配慮		m ³		節水に努める				
環境に配慮した自社の取り組み	環境に配慮した工事の施工	件		実施するように努める				

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(平成30年度実績)の調整後排出係数「0.472kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 水源としては地下水を利用しているが、メーターがないことから、水使用量削減については、「削減するように努める」とした。
- 産業廃棄物排出量に関しては再資源化率95%以上を維持することを目標とする。
- 二酸化炭素排出量(電力、ガソリン、軽油、LPG)の目標値は売上高(百万円)あたりの原単位とする。

V 環境経営計画

(運用期間:2023年10月～2024年9月)

目標	区分	項目	責任者	活動項目	スケジュール											
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	金子	① 不使用な照明の消灯実施												
				② LED電球への交換												
				③ パソコン等の事務機器の不使用時の電源OFF励行												
		空調	金子	① 温度設定夏27℃ 冬23℃												
				② クールビズ、ウォームビズ												
				③ フィルター定期清掃	月中旬		月中旬	月中旬		月中旬	月中旬		月中旬	月中旬		月中旬
	ガソリン・軽油・GTL	乗用車ダンプ	亮佑	① エコドライブ												
				② エコ整備												
				③ 日常・定期点検の実施												
				④ 省エネ車の導入検討												
				⑤ 排ガス対応車の導入検討												
		重機	亮佑	① アイドリングストップ・タイヤ空気圧の適正維持												
				② 日常・定期点検の実施												
廃棄物の削減	事務所	金子	① コピー用紙(再生紙)使用													
			② 集約化購買													
			③ FAXのPDF化													
			④ 3Rの実践													
			⑤ 廃棄物の分別とリサイクル													
	現場	黒川	① 廃棄物の分別の徹底、再資源化													
			② 古紙、カン、ビン、ペットボトル等の分別化													
環境に配慮した自社の取り組み			黒川	① 再生資材の積極利用												
				② 低騒音型、排ガス規制型建機の使用												
地域貢献			黒川	① 近隣道路清掃 年1回												
			社長	② 海岸清掃(中田島砂丘) 年1回												

VI 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

①運用期間(2023年10月～2024年9月)の環境目標の実績

項目		単位	基準期間	運用期間					
			2022年10月 ～ 2023年 9月	2023年10月 ～ 2024年9月					
			基準値	目標 削減率	目標値	実績値	目標達成率	評価	
売上高		百万円	415			424			
内訳		kg-CO ₂	62,889			56,732			
		kg-CO ₂ /百万円	153	-1%	151.5	133.8	88%	○	
		電力	kWh/百万円	34	-1%	33.7	37.2	111%	×
		ガソリン	L/百万円	20	-1%	19.8	22.3	113%	×
		軽油	L/百万円	34	-1%	33.7	21.8	65%	○
		GTL燃料	L/百万円	0	把握に努める		3.5	把握できた	○
		LPGガス	kg/百万円	0.03	維持管理に努める		維持管理に努めた		○
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	50.0	-1%	49.5	43.0	87%	○	
	産業廃棄物リサイクル率向上	%	99.8		95%以上	99.6	維持できた	○	
水(井戸)使用量への配慮					節水に努める	節水に努めた	○	○	
環境に配慮した自社の取り組み	環境に配慮した工事の施工				配慮に努める	配慮できた	○	○	

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(平成30年度実績)の調整後排出係数「0.472kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 水源としては地下水を利用しているが、メーターがないことから、水使用量削減については、「節水に努める」とした。
- 産業廃棄物排出量に関しては再資源化率95%以上を維持することを目標とする。
- 評価については100%以下を○、110パーセント以下を△、110%を超えるものとしては×とした

<評価>

二酸化炭素排出量	原因	電力、ガソリンは増加したが、軽油使用量の減少が大きく寄与し、目標を達成できた
	是正	今後も維持に努める。
電気使用量	原因	事務所内の人数の増加により稼働する部屋も増えたため使用料の増加がみられた
	是正	不必要な電気のこまめなスイッチオフなどを再度徹底させる
化石燃料 (ガソリン) 使用量	原因	営業人数の増加によるものとみられる
	是正	ハイブリット車などの導入を検討する
軽油・GTL燃料使用量	原因	工事現場への直行直帰を行ったことにより、目標達成できた。
	是正	今後も維持に努める。

Ⅶ 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

(運用期間:2023年10月～2024年9月)

目標	区分	項目	責任者	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
					評価	内容	内容
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	近藤	① 不使用な照明の消灯実施	○	・掲示→徹底されている ・電球を一部LED化	継続実施
				② パソコン等の事務機器の不使用時の電源OFF励行	○	実施された	継続実施
		空調	近藤	① 温度設定夏27℃ 冬23℃	△	一部不徹底	強化して継続実施
				② クールビズ、ウォームビズ	△	一部不徹底	強化して継続実施
				③ フィルター定期清掃	○	実施された	継続実施
		ガソリン ・ 軽油 ・ GTL	乗用車 ダンプ	亮佑	① エコドライブ	△	一部不徹底
	② エコ整備				○	月一度実施	継続実施
	③ 日常・定期点検の実施				△	日常点検マンネリ化	強化して継続実施
	④ 省エネ車の導入検討				○	営業車導入	継続実施
	⑤ 排ガス対応車の導入検討				△	導入検討	継続実施
	重機		亮佑	① アイドリングストップ	△	一部不徹底	強化して継続実施
		② 日常・定期点検の実施		△	日常点検マンネリ化	強化して継続実施	
廃棄物の削減	事務所	近藤	① コピー用紙(再生紙)使用	○	徹底されている	継続実施	
			② 集約化購買	○	徹底されている	継続実施	
			③ FAXのPDF化	○	徹底されている	継続実施	
			④ 3Rの実践	○	徹底されている	継続実施	
			⑤ 廃棄物の分別とリサイクル	○	徹底されている	継続実施	
	現場	黒川	① 廃棄物の分別の徹底、再資源化	○	再資源化率向上	継続実施	
			② 古紙、カン、ビン、ペットボトル等の分別化	○	徹底されている	強化して継続実施	
環境に配慮した自社の取り組み			黒川	① 再生資材の積極利用	○	徹底されている	継続実施
				② 環境配慮工事の施工	○	低騒音型・排ガス規制型の建機を使用	継続実施
地域貢献			黒川	① 近隣道路清掃	○	実施された	継続実施
			社長	① 海岸清掃(中田島砂丘) 年1回	○	実施された	継続実施

<備考>

評価判定:○(良くてきた) △(一部不徹底) ×(できなかった) -(実施が見送られた)

◆地域との融合◆

海岸清掃&海ガメ放流



◆地域との融合◆

会社周辺清掃



VIII 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年12月10日

評価者 環境管理責任者 鈴木 亮佑

法規・条例・規制			条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守 評価
義務	法律	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	電子マニフェスト	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	電子マニフェスト	○
			第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのD(90日以内),E票(180日以内)の期間内返却	○
			第12条の3第9項	多量排出事業者の責務	実績報告と計画	○
			第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業者の許可	県知事の許可	○
			第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○
			第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業者の許可等変更	県知事の許可	○
		建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
			第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-床面積合計80㎡以上 新築・増築工事-床面積合計500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等一請負代金額500万円以上)	○
			第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○
			第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○
			第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○
			第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○
		騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	該当なし
			第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	該当なし
		振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	該当なし
			第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	該当なし
		浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫・ルームエアコン他)廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	第1種特定製品の簡易点検の実施	第1種特定製品、建設機械	○
			第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	該当なし
		建設業法	第3条の1	静岡県知事に対する一般建設業の許可の申請		○
			第25条第1項	主任技術者の設置		○
			第25条第2項	管理技術者の設置		○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	該当なし
			第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	該当なし
			第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	該当なし
			第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	該当なし
	浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務	・従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育 ・関連会社及び子会社への必要な助言及び情報の提供	○
			第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	・産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするための所有地等を適正管理の実施	○
			第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等		○
			第11条	事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	・運搬又は処分を委託した産業廃棄物が不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときにおける処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等	○
責務・努力	法律	環境基本法	第8条	事業者の責務	・公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務 ・製品等が廃棄物となった場合に適正な処理 ・事業活動に係る製品等が廃棄されることによる環境への負荷の低減 ・再生資源等環境への負荷の低減に役立つ原材料、役務等を利用 ・自助努力及び行政が行う施策へ協力する責務	○
		温暖化防止法	第5条	事業者の責務	・温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施 ・国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

Ⅸ 代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 2025年1月20日

1・見直し 関連情報	項 目	確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
	1 エコアクション21文書	☒ 記録・文書として作成しました。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	☒ ガソリンは、営業の増員により使用量が増加しました。営業車のハイブリット化によりガソリン削減、ICTについては点群データの見積調査への簡易機器の導入運用開始。
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	☒ 取組事項を見直すと共に、取組が不徹底な事項については、取組を強化して継続実施する。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒ 記録に記載いたしました。遵守できていない項目については対応策を確認しました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	☒ 特に問題ありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	☒ 資材、燃料の価格高騰により、取り巻く環境の変化のため、もう少し運用を続け、状況を判断します。機械の更新により燃費の改善。小型タイヤショベルについては今後検討事項とする。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒ 継続して取り組みます
	8 その他()	☐

2・代表者による 全体評価・見直し 指示	このごろの建設業界は、様々なものの価格高騰が進み取り巻く環境の変化は激化し、事業展開に際して環境問題に対して対処することが困難な場合も発生しております。手法の工夫も合わせた対応で、我が社としては、エコアクション21に取組ことを決意し、環境マネジメントシステムを運用・実施して来ました。 その結果、長期現場への直行直帰を推奨し、軽油使用量を削減しました。しかし、営業力の強化によってガソリン使用量が目標を達成できませんでした。GTL燃料は大幅な価格高騰により使用継続を断念していたが、価格が落ち着き利用を再開しました。これまで、控えてきた車両の更新が迫るところで、燃料使用量の削減としてハイブリッド車の導入も検討します。継続的に社員のエコアクション21への取組姿勢、意識の向上を促します。 ご承知の通り、事業規模が拡大すれば必然的に事業活動により発生する環境負荷量も増加することから、環境効率指標の導入をしましたが、小規模な事業所のため人員の変動により目標設定に大きく影響しています。 今後についても、社員一同が一丸となって具体的な環境への取組を積極的に実施し、事業活動により発生する環境負荷量を削減して参りたいと考えています。見直しについては下記の通り指示しました。 2025年1月20日 代表取締役 鈴木優一		
	見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ ☒ 無	
	2 環境経営目標	有・ ☒ 無	
	3 環境経営計画	有・ ☒ 無	
	4 実施体制	有・ ☒ 無	
	5 その他のシステム要素	有・ ☒ 無	
	6 その他(外部への対応)	有・ ☒ 無	